

五島市公認産品応援店認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五島市（以下「市」という。）の農水産物、観光資源等の魅力を発信する拠点として、市が認定（以下「公認」という。）する五島市公認産品応援店（以下「産品応援店」という。）の公認に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(公認の対象等)

第2条 産品応援店の対象は、五島市外において民間事業者等が設置し、又は経営する下記店舗を対象とする。

(1) 料飲食店

ホテル、旅館、割烹、食堂、居酒屋その他の常設で飲食ができる店舗とする。

(2) 販売店

百貨店、スーパーマーケット、量販店、物産館、小売店（テナントとして出展しているものを含む）等とする。

2 公認を申請することができる者は、前項に規定する店舗の所有者又は経営者とする。

(公認の申請)

第3条 公認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五島市公認産品応援店認定申請書（様式第1号）に五島市公認産品応援店認定申請明細書（様式第2号）及び関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

(公認の要件)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、対象となる店舗が次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り公認することができるものとする。

(1) 市の産品を中心としたメニュー又は構成になっていること、かつ、市の産品の良さや特徴などの情報を消費者にわかりやすく発信していること。

(2) 店舗内に市の観光パンフレット、ツアーチラシ等を設置するとともに、積極的なPRに努めること。

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守していること。

(公認)

第5条 市長は、第3条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、公認の可否を決定し、五島市公認産品応援店公認（非公認）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、公認すべきと認めた申請者に対し、五島市公認産品応援店認定証（様式第4号）を交付するものとする。

(公認の取消し)

第6条 公認を受けた者は、公認の取消しを受けようとする場合は、五島市公認産品応援店公認取消届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出がない場合においても、産品応援店が第4条の公認の要件のいずれかを満たさなくなったり、又は公認を受けた者が本人の責めに帰すべき行為により著しく市の名誉若しくは信用を失墜したと認めるときは、公認を取り消すものとする。

3 市長は、公認を取り消した場合は、五島市公認産品応援店公認取消通知（様式第6号）により公認を受けた者に通知するものとする。

(公認の有効期間)

第7条 公認の有効期間は、前条の規定による公認の取消しが無い限り、継続するものとする。

(産品応援店の設置又は経営に係る責任)

第8条 市は、産品応援店の設置又は経営に係る債務又は賠償について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月23日から施行する。